資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十六年一月五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

ブルー準備株式会社

代表取締役　森　健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千二百七十一万七千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ij-g.jp/disclose/koukoku/index.html

平成二十五年十二月二日

香川県高松市国分寺町新名六九四番地一

株式会社アイジェイホールディングス

代表取締役　明賀　正一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月三日

掲載頁　一〇一頁（号外第一一四号）

平成二十五年十二月二日

香川県高松市国分寺町新名六九四番地一

株式会社アイム

代表取締役　沼田　憲孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百五十万円減少し一百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十二月二日

愛媛県松山市三番町五丁目八番地一〇

有限会社スリーエイト企画

取締役　近藤　泰範

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二三六株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月二日

東京都大田区南蒲田一丁目二一番一二号

ＮＣＥホールディングス株式会社

代表取締役　笠島　秀雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月二日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三五番一四号

株式会社青和

代表取締役　松崎　安孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月二日

東京都葛飾区奥戸二丁目三七番一五号

常盤ゴム株式会社

代表取締役　西田　一朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月二日

大阪府摂津市南別府町一番一〇号

株式会社サンショー

代表取締役　松尾　啓介

限定承認公告

本籍福島県いわき市久之浜町久之浜字中浜九番地、最後の住所宮城県東松島市矢本字河戸三四八番地

平成二十五年十二月二日

被相続人　亡　佐藤　敏則

右被相続人は平成二十五年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十一日仙台家庭裁判所石巻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二日

宮城県東松島市矢本字河戸三四八番地

相続財産管理人　菅原　和恵

限定承認公告

本籍東京都練馬区練馬一丁目六九九五番地、最後の住所東京都練馬区大泉四丁目一〇番二号

被相続人　亡　兒玉　暢一

右被相続人は平成二十五年五月十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都世田谷区深沢五丁目一五番七号

相続財産管理人　兒玉　信仁

限定承認公告

本籍石川県かほく市黒川子一〇九番地、最後の住所本籍に同じ、最後の居所石川県金沢市駅西本町一丁目八番二二号ドゥ・ザーブルⅢ二〇六号室

被相続人　亡　山田　繭子

右被相続人は平成二十五年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十二日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二日

石川県かほく市黒川子一〇九番地

限定承認者　山田　純一

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市高砂町四番、最後の住所長崎県佐世保市高砂町四番一五号

被相続人　亡　宮原　直紀

右被相続人は平成二十五年七月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十七日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二日

長崎県佐世保市高砂町四番一五号

相続財産管理人　宮原　淳子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億九千五百万円減少し一億二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年一月六日であり、社員総会の決議は平成二十五年十一月二十九日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十一日

掲載頁　九十三頁（号外第七十八号）

平成二十五年十二月二日

福岡市中央区天神一丁目一三番二号

泉台開発特定目的会社

取締役　吉崎　武雄

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	下	終りから一七	別表第二号第一	別表第二号第一
		注11(4)中	注11中(5)を(6)と	し、同注11(4)中

平成二十五年十一月六日法務省告示第四百十三号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ三段終りから一一行目から一〇行目までを削除する。

平成二十五年六月二十七日掲載のさいたま家庭裁判所に係る平成二十五年（家）第五〇四号失踪に関する届出の催告中

（原稿誤り）

一五	二五～六

最後の住所	申立人の住所に同じ
埼玉県朝霞市膝沼7丁目2番7号保崎ハイム101	同上

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十九日付特第二三号
日付政府調達第二三六号一

号二ページ●十二月二日付第二六一号四〇ページ●同
〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）